

【参考】届出スケジュールのイメージ

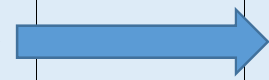
※今後、国等通知により、取扱いが変更となる場合がございます。

(1) 3%加算を3月間算定後、延長する場合

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
利用延人員数 減少	加算届提出 (3/15まで)	算定開始	→ 算定終了					
			5月の利用延人員 数の減少が引き続 き一定以上生じて いる場合	延長届提出 (6/15まで)	延長開始	→ 延長終了		

【延長の届出について】	<p>加算算定の延長対象であり、延長を希望する場合は以下の書類を、算定終了月の15日（6月15日）までに区へ届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③ 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式 <p>※届出様式（3）において「加算終了/延長届提出月」の「加算算定の可否」を確認のうえ、（4）に延長を求める理由（利用延人員数の減少に対応するための経営改善に時間を要すること等）を記入してください。</p>
--------------------	--

(2) 3%加算を3月間算定後、取り下げる場合

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
利用延人員数 減少	加算届提出 (3/15まで)	算定開始		算定終了				
			5月の利用延人員 数の減少が一定 以上生じていな い場合	取下届提出 (6/15まで)				

<p>【取下げの届出について】</p>	<p>算定終了月の前月（5月）の利用延人員数の減少が一定以上生じていないことが判明した場合等 取り下げる場合は以下の書類を、算定終了月の15日（6月15日）までに区へ届出</p> <p>① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③ 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式</p> <p>※一度算定した際とは別の感染症等の事由がある場合を除き、再度の算定はできません。</p>
----------------------------	---

(3) 3%加算算定期間中に、利用延人員数が回復したため取り下げる場合

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
利用延人員数 減少	加算届提出 (3/15まで)	算定開始	算定終了					
		4月の利用延人員 数の減少が一定 以上生じていな い場合	取下届提出 (5/15まで)					

【取下げの届出について】	<p>算定期間中（4月）に利用延人員数の減少が一定以上生じていないことが判明した場合は以下の書類を、<u>利用延人員数の減少が回復した月の翌月15日（5月15日）まで</u>に区へ届出</p> <p>① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③ 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式</p> <p>※一度算定した際とは別の感染症等の事由がある場合を除き、再度の算定はできません。</p>
--------------	--

(4) 3%加算を延長（6月間算定）し、算定終了となった場合

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
利用延人員数 減少	加算届提出 (3/15まで)	算定開始	→ 算定終了					
			5月の利用延人員 数の減少が引き 続き一定以上生 じている場合	延長届提出 (6/15まで)	延長開始	→ 延長終了 ※再延長不可		
							取下届提出 (9/15まで)	

【取下げの届出について】	<p>以下の書類を、<u>延長後の算定終了月の15日（9月15日）</u>までに区へ届出</p> <p>① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）</p> <p>② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）</p> <p>③ 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式</p> <p>※一度算定した際とは別の感染症等の事由がある場合を除き、再度の算定はできません。</p>
--------------	--

(5) 3%加算の延長算定期間中に、利用延人員数の減少が回復したため取り下げる場合

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
利用延人員数 減少		加算届提出 (3/15まで)	算定開始	→ 算定終了					
				5月の利用延人員 数の減少が引き 続き一定以上生 じている場合	延長届提出 (6/15まで)	延長開始	算定終了		
						7月の利用延人員 数の減少が一定 以上生じていな い場合	取下届提出 (8/15まで)		

<p>【取下げの届出について】</p>	<p>延長後の算定期間中（7月）に利用延人員数の減少が一定以上生じていないことが判明した場合は以下の書類を、<u>利用延人員数の減少が回復した月の翌月15日（8月15日）</u>までに区へ届出</p> <p>① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③ 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式</p> <p>※一度算定した際とは別の感染症等の事由がある場合を除き、再度の算定はできません。</p>
---------------------	--